

Ⅲ 調査結果の概要

1. 就業の状況

(1) 性別就業率、年齢階級別就業率

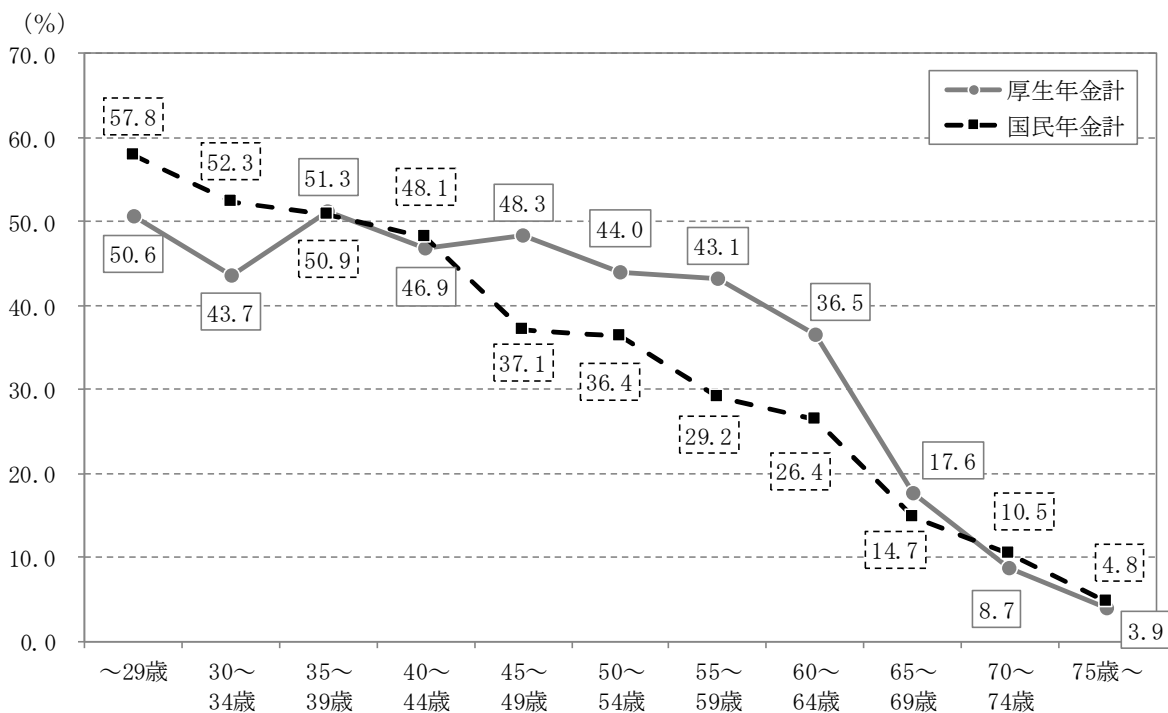
厚生年金・国民年金計の場合、男女計では34.0%が就業しており、男子では40.1%、女子では26.7%が就業している。また、厚生年金計では男女計で36.2%、国民年金計では男女計で33.5%が就業している。

年齢階級別にみると、厚生年金・国民年金ともに、おおむね年齢が上がるにつれて就業率が下がる傾向にある。なお、65歳未満でみると、厚生年金計では男女計で43.7%、国民年金計では男女計で42.9%が就業している。また、障害等級別にみると、厚生年金・国民年金ともに障害の程度が軽くなるにつれ就業率が高くなる傾向にある。

第Ⅲ－1表 制度・等級、性別就業率

		年齢計			65歳未満（再掲）		
		計	男子	女子	計	男子	女子
厚生年金・国民年金計		34.0	40.1	26.7	43.1	48.5	35.9
		(単位：%)			(単位：%)		
厚生年金	計	36.2	39.9	28.6	43.7	48.0	34.7
	1級	13.5	15.1	8.6	19.8	22.4	12.1
	2級	29.6	34.2	20.2	35.4	40.6	24.9
	3級	58.6	63.8	48.9	62.8	67.7	53.4
国民年金	計	33.5	40.2	26.4	42.9	48.6	36.1
	1級	22.4	27.3	17.2	30.1	33.3	25.9
	2級	40.3	48.1	32.1	49.4	57.2	40.8

第Ⅲ－2図 年齢階級別就業率



(2) 仕事内容及び就業時間

就業者について仕事の内容を制度別にみると、厚生年金計の場合、男女計では「常勤の会社員・公務員等」が38.0%と最も多く、次に「臨時・パート等」が26.4%となっている。性別にみると、男子では「常勤の会社員・公務員等」(44.0%)が最も多く、次に「臨時・パート等」(20.6%)となっており、女子では「臨時・パート等」(43.3%)が最も多く、次に「常勤の会社員・公務員等」(20.7%)となっている。

国民年金計の場合、男女計では「障害福祉サービス事業所等」が36.3%と最も多く、次に「臨時・パート等」が23.0%となっている。性別にみると、男女ともに「障害福祉サービス事業所等」(男子：35.4%、女子：37.6%)が最も多く、次に割合が多いのが、「臨時・パート等」(男子：20.9%、女子：26.4%)となっている。

障害等級別にみると、厚生年金の場合、厚生年金1級、2級、3級ともに「常勤の会社員・公務員等」(1級：30.8%、2級：29.7%、3級：45.7%)が最も多い。また、「常勤の会社員・公務員等」や「臨時・パート等」の割合は、障害の程度が軽くなるにつれておおむね増加するのに対し、「自営業主」の割合は低くなる傾向にある。

国民年金の場合、国民年金1級、2級ともに「障害福祉サービス事業所等」(1級：38.7%、2級：35.4%)が最も多く、次に割合が多いのが、国民年金1級では「常勤の会社員・公務員等」(16.0%)となっており、国民年金2級では「臨時・パート等」(26.4%)となっている。

第Ⅲ－3表 制度・等級、性別仕事の内容別構成割合

男女計

		仕事の内容								
		計	常勤の会社員・公務員等	臨時・パート等	障害福祉サービス事業所等	地域活動支援センター、小規模作業所	自営業主	家族従業者	その他	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	18.3	23.7	31.3	11.7	4.8	2.1	4.9	3.1
厚生年金	計	100.0	38.0	26.4	13.6	5.0	6.0	2.6	5.8	2.6
	1級	100.0	30.8	17.0	12.8	5.1	21.0	2.2	7.4	3.8
	2級	100.0	29.7	25.5	17.4	7.7	7.1	3.7	6.7	2.2
	3級	100.0	45.7	28.3	10.5	2.7	3.4	1.8	4.9	2.7
国民年金	計	100.0	12.8	23.0	36.3	13.6	4.5	1.9	4.7	3.3
	1級	100.0	16.0	13.0	38.7	14.8	7.1	1.3	6.1	3.0
	2級	100.0	11.7	26.4	35.4	13.2	3.6	2.1	4.2	3.4

男子

		仕事の内容								
		計	常勤の会社員・公務員等	臨時・パート等	障害福祉サービス事業所等	地域活動支援センター、小規模作業所	自営業主	家族従業者	その他	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	22.3	20.8	29.9	11.2	6.0	1.7	4.8	3.2
厚生年金	計	100.0	44.0	20.6	13.4	4.6	7.4	2.1	5.7	2.2
	1級	100.0	32.6	14.9	12.9	4.9	23.3	1.6	6.9	2.8
	2級	100.0	34.9	21.4	17.1	6.5	8.4	3.4	6.5	1.7
	3級	100.0	53.7	20.6	10.1	2.9	4.4	1.0	4.8	2.6
国民年金	計	100.0	15.1	20.9	35.4	13.4	5.5	1.6	4.5	3.5
	1級	100.0	16.9	8.8	38.6	16.3	9.0	0.7	6.5	3.3
	2級	100.0	14.4	25.1	34.3	12.4	4.3	2.0	3.8	3.5

女子

		仕事の内容								
		計	常勤の会社 員・公務員等	臨時・パート 等	障害福祉サー ビス事業所等	地域活動支援 センター、小 規模作業所	自営業主	家族 従業者	その他	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	10.9	29.1	33.9	12.7	2.7	2.6	5.1	3.0
		(単位：%)								
厚生 年金	計	100.0	20.7	43.3	14.0	6.0	2.0	4.3	6.2	3.6
	1級	100.0	21.1	28.0	12.2	6.2	8.8	4.9	10.2	8.6
	2級	100.0	12.1	39.2	18.2	11.5	2.6	5.0	7.5	4.1
	3級	100.0	26.2	46.9	11.5	2.4	1.2	3.8	5.1	2.9
国民 年金	計	100.0	9.0	26.4	37.6	14.0	2.8	2.3	4.9	2.9
	1級	100.0	14.5	20.1	39.0	12.2	4.0	2.4	5.5	2.5
	2級	100.0	7.2	28.5	37.2	14.5	2.5	2.3	4.7	3.1

次に、1週間あたりの就業時間をみると、厚生年金計では「30～40時間」が24.0%と最も多く、次に「～10時間」が23.9%となっている。性別にみると、男子では「30～40時間」(25.0%)が最も多く、次に「40時間以上」(22.5%)となっており、女子では「～10時間」(29.7%)が最も多く、次に「30～40時間」(21.0%)となっている。

国民年金計では「～10時間」が27.7%と最も多く、次に「20～30時間」が25.1%となっている。性別にみると、男子では「～10時間」(26.2%)が最も多く、次に「20～30時間」(25.9%)となっており、女子では「～10時間」(30.0%)が最も多く、次に「20～30時間」(23.9%)となっている。

障害等級別にみると、厚生年金1級及び2級では「～10時間」(1級：28.3%、2級：26.2%)、厚生年金3級では「30～40時間」(27.9%)が最も多くなっている。また、国民年金1級及び2級では「～10時間」(1級：27.2%、2級：27.8%)が最も多くなっている。

第Ⅲ－4表 制度・等級、性別就業時間別構成割合

男女計

		1週間あたり就業時間 (単位：時間)						不明
		計	～10	10～20	20～30	30～40	40～	
厚生年金・国民年金計		100.0	26.9	17.3	23.4	19.3	10.5	2.5
		(単位：%)						
厚生 年金	計	100.0	23.9	13.9	17.4	24.0	18.8	2.1
	1級	100.0	28.3	13.7	15.9	18.5	20.3	3.3
	2級	100.0	26.2	18.5	19.7	20.0	13.2	2.5
	3級	100.0	21.6	10.2	15.6	27.9	23.1	1.5
国民 年金	計	100.0	27.7	18.3	25.1	18.1	8.2	2.7
	1級	100.0	27.2	19.4	21.1	19.1	10.7	2.4
	2級	100.0	27.8	17.9	26.5	17.7	7.3	2.7

男子

		1週間あたり就業時間（単位：時間）						
		計	～10	10～20	20～30	30～40	40～	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	25.1	14.4	23.6	21.0	13.4	2.4
		(単位：%)						
厚生年金	計	100.0	22.0	11.7	17.0	25.0	22.5	1.8
	1級	100.0	26.7	13.8	15.6	17.8	22.8	3.2
	2級	100.0	23.7	16.5	19.5	22.3	16.2	1.8
	3級	100.0	19.7	7.2	15.0	28.4	28.1	1.5
国民年金	計	100.0	26.2	15.3	25.9	19.7	10.3	2.6
	1級	100.0	26.8	16.9	21.5	20.1	12.3	2.4
	2級	100.0	26.0	14.8	27.4	19.6	9.6	2.6

女子

		1週間あたり就業時間（単位：時間）						
		計	～10	10～20	20～30	30～40	40～	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	30.0	22.7	23.0	16.3	5.2	2.8
		(単位：%)						
厚生年金	計	100.0	29.7	20.1	18.4	21.0	7.9	2.8
	1級	100.0	36.6	13.2	17.4	21.9	7.0	3.9
	2級	100.0	34.4	25.1	20.6	12.1	3.1	4.7
	3級	100.0	26.2	17.4	17.1	26.7	11.0	1.6
国民年金	計	100.0	30.0	23.1	23.9	15.4	4.7	2.8
	1級	100.0	27.9	23.7	20.6	17.5	7.8	2.5
	2級	100.0	30.7	23.0	25.0	14.7	3.7	2.9

(3) 労働収入

現在就業している者について、昨年1年間の仕事による収入をみると、厚生年金、国民年金ともに「～50万円」（厚生年金計：23.9%、国民年金計：52.1%）が最も多くなっている。

第Ⅲ－5表 制度・等級、本人労働収入階級別構成割合

		本人の仕事による年間収入（単位：万円）									
		計	～50	50～100	100～150	150～200	200～300	300～400	400～500	500～	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	46.0	17.4	12.0	7.0	6.3	3.8	1.9	2.5	3.2
		(単位：%)									
厚生年金	計	100.0	23.9	16.1	13.2	9.6	12.2	9.5	5.5	8.1	2.0
	1級	100.0	26.5	15.5	14.0	7.8	11.1	8.2	4.8	8.9	3.1
	2級	100.0	32.4	17.2	11.4	8.8	10.8	7.4	4.4	5.4	2.3
	3級	100.0	16.5	15.2	14.6	10.5	13.4	11.5	6.5	10.3	1.5
国民年金	計	100.0	52.1	17.7	11.6	6.3	4.6	2.2	1.0	0.9	3.5
	1級	100.0	56.4	11.3	8.5	4.7	7.3	4.8	1.9	0.8	4.1
	2級	100.0	50.6	19.9	12.7	6.9	3.7	1.2	0.6	1.0	3.3

(4) 働いていない理由

就業していない人についてその理由をみると、いずれの制度、障害等級においても「障害のため働くことが出来ない」が最も多く、厚生年金計では56.5%、国民年金計では60.4%となっている。また、障害の程度が軽くなるにつれて「障害のため働くことが出来ない」割合が減少する傾向にある。一方、「働きたいが、働く場がない」が厚生年金計では8.3%、国民年金計では5.7%となっており、障害の程度が軽くなるにつれて割合が増加する傾向にある。

性別にみると、男子では「障害のため働くことが出来ない」が厚生年金計では58.4%、国民年金では62.2%、「働きたいが、働く場がない」が厚生年金では9.3%、国民年金では7.2%となっており、女子では「障害のため働くことが出来ない」が厚生年金では53.1%、国民年金では58.9%、「働きたいが、働く場がない」が厚生年金では6.5%、国民年金では4.4%となっている。

第Ⅲ－6表 制度・等級、性別仕事なし理由別構成割合

男女計

		働いていない理由							
		計	障害のため	病気のため	高齢のため	働く場がない	働く必要がない	その他	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	59.6	13.0	6.9	6.2	2.8	4.5	7.0
		(単位：%)							
厚生年金	計	100.0	56.5	18.3	4.6	8.3	2.0	3.7	6.7
	1級	100.0	75.0	7.7	5.1	3.1	1.4	1.7	6.0
	2級	100.0	55.3	20.8	4.3	8.1	2.2	2.9	6.5
	3級	100.0	39.9	22.8	4.9	14.3	2.3	7.8	7.9
国民年金	計	100.0	60.4	11.7	7.5	5.7	3.0	4.7	7.0
	1級	100.0	71.0	6.4	7.4	2.9	2.5	3.1	6.6
	2級	100.0	51.8	15.9	7.6	7.9	3.4	6.0	7.4

男子

		働いていない理由							
		計	障害のため	病気のため	高齢のため	働く場がない	働く必要がない	その他	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	61.2	11.4	6.3	7.7	2.7	4.4	6.4
		(単位：%)							
厚生年金	計	100.0	58.4	16.6	4.4	9.3	1.8	3.4	6.2
	1級	100.0	75.8	7.6	4.9	3.3	1.4	1.6	5.4
	2級	100.0	56.5	18.9	4.2	9.3	2.1	2.7	6.2
	3級	100.0	40.0	21.8	4.3	17.3	1.3	8.1	7.2
国民年金	計	100.0	62.2	9.6	6.9	7.2	3.0	4.7	6.4
	1級	100.0	72.8	5.2	6.2	3.5	2.7	3.5	6.1
	2級	100.0	52.8	13.5	7.6	10.5	3.2	5.7	6.7

女子

		働いていない理由							
		計	障害のため	病気のため	高齢のため	働く場がない	働く必要がない	その他	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	58.0	14.6	7.6	4.7	2.9	4.6	7.5
厚生年金	計	100.0	53.1	21.4	4.9	6.5	2.5	4.1	7.5
	1級	100.0	72.8	8.0	5.5	2.6	1.4	2.1	7.6
	2級	100.0	53.2	23.9	4.4	6.0	2.3	3.3	6.9
	3級	100.0	39.8	24.1	5.7	10.4	3.6	7.5	8.9
国民年金	計	100.0	58.9	13.4	8.1	4.4	3.0	4.7	7.6
	1級	100.0	69.4	7.6	8.5	2.5	2.3	2.7	7.1
	2級	100.0	50.9	17.9	7.7	5.9	3.5	6.2	7.9

2. 日常生活の状況

(1) 日常生活の形態

いずれの制度、障害等級でも、「ほとんど家庭内で過ごす」が最も多く、厚生年金計では46.2%、国民年金計では36.1%となっている。「ほとんど家庭内で過ごす」の次に多いのは、厚生年金計では「その他（会社で勤務している等）」で26.6%となっており、国民年金計では「障害者のための施設に通所」で21.0%となっている。

障害等級別にみると、「病院に入院」や「障害者のための社会福祉施設等に入所」等は、障害の程度が軽くなるにつれて減少する傾向にあるのに対し、「その他（会社で勤務している等）」は増加する傾向にある。

第Ⅲ－7表 制度・等級、生活形態別構成割合

		日常生活の形態							
		計	ほとんど家庭内で過ごす	老人福祉施設・老人保健施設に入所	病院に入院	障害者のための社会福祉施設等 ^{*1} に入所	障害者のための施設 ^{*2} に通所	その他（会社で勤務している等）	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	38.2	4.1	6.0	8.8	18.7	16.1	8.0
厚生年金	計	100.0	46.2	3.3	5.7	2.0	10.0	26.6	6.2
	1級	100.0	46.7	10.3	13.3	4.9	10.4	8.1	6.4
	2級	100.0	52.6	2.6	5.8	1.9	11.0	19.5	6.7
	3級	100.0	35.7	0.9	1.7	0.8	8.1	47.6	5.2
国民年金	計	100.0	36.1	4.3	6.1	10.6	21.0	13.4	8.5
	1級	100.0	28.0	6.9	9.2	19.3	21.4	7.7	7.5
	2級	100.0	41.1	2.6	4.2	5.2	20.8	17.0	9.2

※1 障害者支援施設、障害児入所施設等。

※2 障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等。

(2) 日常生活への支障

日常生活で行う次の5つの行為（移動・食事・排せつ・入浴・着替）について、障害のためどの程度の支障があるかをみると、いずれの行為においても、障害の程度が重くなるにしたがって「一人でできる」割合が低下し、「一部介助」及び「全面介助」の割合が増加する傾向がある。

第Ⅲ－8表 制度・等級、支障の程度別構成割合

		厚生年金・ 国民年金計	厚生年金				国民年金		
			計	1級	2級	3級	計	1級	2級
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	(単位：%)
移動	一人でできる	55.4	62.3	21.3	63.9	80.5	53.7	32.3	66.9
	一部介助	26.5	24.4	35.1	26.5	15.6	27.1	31.7	24.2
	全面介助	14.6	10.6	41.9	6.4	1.5	15.6	32.7	5.1
	不明	3.4	2.7	1.7	3.2	2.5	3.6	3.3	3.8
食事	一人でできる	68.5	73.2	41.8	74.5	86.9	67.3	48.4	78.9
	一部介助	20.2	18.2	32.7	18.8	9.8	20.8	30.3	14.9
	全面介助	7.6	5.8	23.4	3.4	0.7	8.0	17.9	1.9
	不明	3.7	2.9	2.1	3.3	2.6	3.9	3.3	4.3
排せつ	一人でできる	71.6	79.4	42.6	83.3	91.8	69.5	45.6	84.3
	一部介助	13.9	9.5	19.7	9.5	4.4	15.0	25.1	8.9
	全面介助	10.7	7.9	35.5	3.6	1.0	11.4	25.8	2.5
	不明	3.8	3.1	2.2	3.6	2.8	4.0	3.5	4.3
入浴	一人でできる	59.4	67.1	28.2	68.5	84.8	57.4	32.6	72.7
	一部介助	20.2	17.2	21.7	19.9	10.4	21.0	26.0	18.0
	全面介助	16.7	12.7	48.0	8.2	2.0	17.7	38.2	5.1
	不明	3.7	3.0	2.1	3.5	2.8	3.8	3.3	4.2
着替	一人でできる	64.8	70.8	33.7	73.0	86.0	63.3	39.4	78.1
	一部介助	20.1	17.4	26.7	18.8	10.4	20.8	30.5	14.8
	全面介助	11.5	9.0	37.8	4.9	1.0	12.1	26.7	3.1
	不明	3.6	2.8	1.8	3.3	2.6	3.8	3.4	4.1

(3) 治療・療養・介助にかかった費用

昨年の治療・療養・介助にかかった費用（1か月あたり。食費除く）をみると、厚生年金計、国民年金計ともに「～5千円」の割合が最も多く、次に「1万円～5万円」となっている。

障害等級別にみると、厚生年金1級では「1万円～5万円」が最も多くなっており、厚生年金2級及び3級では「～5千円」が最も多くなっている。また、国民年金1級及び2級では「～5千円」が最も多くなっている。

第Ⅲ－9表 制度・等級、治療・療養・介助費用階級別構成割合

		昨年における1か月あたりの治療・療養・介助にかかった費用（食費を除く）								
		計	～5千円	5千円 ～1万円	1万円 ～5万円	5万円 ～10万円	10万円 ～15万円	15万円 ～20万円	20万円～	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	30.4	15.1	25.5	10.8	3.4	1.4	3.0	10.3
		（単位：％）								
厚生 年金	計	100.0	28.4	16.8	26.3	11.7	4.7	1.8	3.9	6.3
	1級	100.0	18.6	9.9	28.9	18.7	8.8	4.0	5.7	5.4
	2級	100.0	28.2	16.9	25.6	11.8	4.7	1.6	4.2	7.0
	3級	100.0	33.7	20.1	26.2	7.9	2.7	1.1	2.7	5.7
国民 年金	計	100.0	30.9	14.7	25.3	10.6	3.1	1.3	2.8	11.4
	1級	100.0	27.0	12.6	25.5	14.6	4.5	1.7	3.7	10.4
	2級	100.0	33.3	16.0	25.2	8.0	2.2	1.1	2.2	12.0

3. 介助の状況

日常生活を「ほとんど家庭内で過ごす」とした人のうち、介助を受けているとした人の割合は、厚生年金計では67.2%、国民年金計では65.6%であり、厚生年金計、国民年金計ともに主な介助者が「配偶者」とした人の割合（厚生年金計：24.2%、国民年金計：16.5%）が最も多くなっている。

障害等級別にみると、介助を受けているとした人の割合は、厚生年金、国民年金ともに、障害の程度が軽くなるにつれて減少している。また、主な介助者の割合が最も多いのは、厚生年金はいずれの障害等級でも「配偶者」（1級：38.0%、2級：23.2%、3級：17.6%）である一方、国民年金では、国民年金1級が「配偶者」（20.0%）、国民年金2級は「父または母」（16.2%）となっている。

第Ⅲ－10表 制度・等級、主な介助者別構成割合

		厚生年金・ 国民年金計	厚生年金				国民年金		
			計	1級	2級	3級	計	1級	2級
介助を受けている	計	66.0	67.2	88.7	66.3	55.2	65.6	80.1	59.5
	(介助が単独)						(単位：%)		
	配偶者	18.4	24.2	38.0	23.2	17.6	16.5	20.0	15.0
	父または母	14.8	12.0	7.5	13.5	11.1	15.7	14.5	16.2
	子	3.7	3.4	3.3	3.4	3.3	3.8	5.0	3.3
	子の配偶者	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.7	0.1
	その他の親族	2.6	2.6	3.4	2.7	1.7	2.7	3.7	2.2
	ホームヘルパー・介護士	3.6	3.5	7.3	2.8	2.7	3.7	5.9	2.7
	看護師	0.3	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4
	医師	0.2	0.3	0.0	0.4	0.3	0.1	0.1	0.2
	その他	3.6	4.1	1.8	4.4	4.8	3.5	3.1	3.6
	(介助が複数)								
	配偶者と子	4.7	4.7	6.6	4.5	4.0	4.6	6.6	3.8
	配偶者と子の配偶者	0.2	0.1	0.4	0.1	-	0.2	0.2	0.2
	子とその配偶者	0.5	0.2	0.7	0.1	0.1	0.6	0.8	0.5
	親とその他親族	1.4	1.2	1.1	1.5	0.7	1.4	1.5	1.4
親とホームヘルパー・介護士	0.8	0.6	2.1	0.3	0.3	0.9	2.2	0.4	
親と看護師	0.2	0.1	0.4	0.1	0.1	0.3	0.3	0.2	
親と医師	0.2	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	-	0.2	
その他の組み合わせ	10.5	9.6	15.7	8.8	7.7	10.8	15.3	9.0	
介助を受けていない	34.0	32.8	11.3	33.7	44.8	34.4	19.9	40.5	

※ 複数回答である（主なもの2つまで回答）。

※ 3つ以上回答しているものについては「その他の組み合わせ」として集計。

4. 介護保険における要支援・要介護度の状況

65歳以上のうち要支援・要介護認定を受けている者の割合は、厚生年金計で41.7%、国民年金計で39.5%となっており、65歳以上の介護保険被保険者全体に対する認定者の割合である約18.5%よりも高い水準となっている。また、障害の程度が軽くなるにつれて、要支援・要介護認定の割合が減少し、また要介護度が軽い者の割合が増加する傾向にある。

第Ⅲ－11表 制度・等級、65歳以上の要介護度別構成割合

		厚生年金・国民年金計	厚生年金				国民年金		
			計	1級	2級	3級	計	1級	2級
要支援・要介護認定	計	39.9	41.7	60.3	35.2	25.4	39.5	44.5	34.8
	要支援	5.5	6.6	5.0	7.4	7.1	5.3	4.8	5.8
	要介護1	6.1	6.3	6.3	6.7	4.9	6.1	6.3	5.9
	要介護2	9.6	9.0	12.3	7.6	7.1	9.7	9.3	10.1
	要介護3	6.2	6.6	10.3	5.3	3.4	6.1	7.3	4.8
	要介護4	5.4	5.1	10.1	3.1	1.5	5.4	7.4	3.5
	要介護5	6.3	7.0	15.4	3.6	1.0	6.1	8.8	3.6
	不明	0.8	1.1	0.9	1.4	0.4	0.8	0.5	1.0
申請中		1.2	1.3	0.9	1.8	0.8	1.2	1.1	1.3
申請せず		46.9	45.0	28.7	49.9	62.3	47.3	42.9	51.5
不認定		1.0	1.4	0.6	2.1	1.0	0.9	0.4	1.4
不明		10.9	10.4	9.5	11.0	10.5	11.0	11.1	10.9

(参考) 介護保険による第1号被保険者数 35,425千人
 要介護(要支援)認定者数(第1号被保険者) 6,557千人(18.5%)
 (2019(令和元)年11月末現在)

出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告(暫定)」

5. 世帯の状況

(1) 世帯人員数

制度・障害等級別に世帯人員数をみると、厚生年金1級、2級及び3級では、世帯人員数「2人」の世帯が最も多くなっている(1級:39.3%、2級:33.7%、3級:30.6%)。また、国民年金1級では「1人」が最も多くなっており(30.2%)、国民年金2級では「2人」が最も多くなっている(27.7%)。

第Ⅲ－12表 制度・等級、世帯人員数別構成割合

		世帯人員数							
		計	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不明
厚生年金・国民年金計		(単位：%)							
		100.0	25.2	27.9	23.5	12.8	5.0	3.5	2.1
厚生年金	計	100.0	22.7	33.6	20.6	12.3	6.2	3.3	1.2
	1級	100.0	21.1	39.3	18.5	10.3	5.5	3.4	1.9
	2級	100.0	23.3	33.7	21.4	11.7	5.4	3.2	1.2
	3級	100.0	22.4	30.6	20.3	14.4	7.7	3.6	0.9
国民年金	計	100.0	25.8	26.4	24.2	13.0	4.7	3.5	2.4
	1級	100.0	30.2	24.1	23.3	11.1	4.7	3.3	3.3
	2級	100.0	23.1	27.7	24.8	14.1	4.8	3.6	1.8

(2) 世帯構成

世帯構成をみると、厚生年金・国民年金計では、「本人のみ」が最も多く（25.2%）、次に「親のみと同居」となっている（20.1%）。厚生年金計では、「本人のみ」が最も多く（22.7%）、次に「配偶者のみと同居」となっている（19.4%）。国民年金計では、「本人のみ」が最も多く（25.8%）、次に「親のみと同居」となっている（21.2%）。

第Ⅲ－13表 制度・等級、世帯構成別構成割合

	厚生年金・国民年金計	厚生年金				国民年金		
		計	1級	2級	3級	計	1級	2級
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	(単位：%)		
本人のみ	25.2	22.7	21.1	23.3	22.4	25.8	30.2	23.1
配偶者のみと同居	13.5	19.4	28.8	18.9	15.5	12.0	12.2	11.9
子のみと同居	3.2	3.5	2.8	3.6	3.7	3.1	3.2	3.0
18歳未満の子 なし	2.4	2.4	2.2	2.3	2.5	2.4	2.6	2.3
あり	0.8	1.1	0.5	1.3	1.2	0.7	0.6	0.8
親のみと同居	20.1	15.8	9.7	17.1	16.7	21.2	18.3	23.0
配偶者、子と同居	9.3	17.5	17.6	16.1	19.7	7.2	6.7	7.6
18歳未満の子 なし	5.9	9.8	13.6	9.0	9.1	4.9	5.1	4.9
あり	3.4	7.7	4.0	7.1	10.6	2.3	1.6	2.7
配偶者、親と同居	1.1	1.7	1.3	1.6	2.1	0.9	0.5	1.1
子、親と同居	0.6	0.9	0.5	1.0	1.0	0.6	0.4	0.7
18歳未満の子 なし	0.4	0.7	0.3	0.8	0.8	0.4	0.3	0.4
あり	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.0	0.3
配偶者、子、親と同居	0.8	2.0	1.6	1.7	2.6	0.5	0.3	0.7
18歳未満の子 なし	0.5	1.3	1.2	1.1	1.6	0.3	0.3	0.3
あり	0.3	0.7	0.5	0.6	1.0	0.2	0.0	0.4
その他	23.4	14.9	14.4	15.1	15.0	25.6	24.4	26.4
不明	2.7	1.6	2.2	1.6	1.2	3.0	3.8	2.5

(3) 世帯収入

世帯の（年金を含む）年間収入について中央値をとると、厚生年金・国民年金計で193万円となっており、これは国民生活基礎調査における世帯の年間所得金額における中央値437万円よりも低くなっている。また、厚生年金計で215万円、国民年金計で185万円となっている。さらに障害等級別にみると、厚生年金では1級が最も高くなっている一方で、国民年金では2級が最も高くなっている。

世帯収入額階級を障害等級別にみると、厚生年金1級では「200～300万円」（24.6%）が最も多くなっている一方、厚生年金2級では「100～150万円」（22.2%）が、厚生年金3級では「100万円未満」（17.4%）が最も多くなっている。また、国民年金1級、国民年金2級ともに「100万円未満」（1級：29.4%、2級：24.0%）が最も多くなっている。

第Ⅲ－14表 制度・等級、世帯収入額階級別構成割合

		世帯収入											中央値 (万円)
		計	～100万	100～ 150万	150～ 200万	200～ 300万	300～ 400万	400～ 500万	500～ 600万	600～ 800万	800万～	不明	
厚生年金・国民年金計		100.0	22.9	13.2	12.0	16.1	11.3	6.5	4.1	3.9	2.9	7.0	193
			(単位：%)										
厚生年金	計	100.0	10.8	17.5	13.7	19.0	13.2	7.8	5.4	4.8	3.1	4.7	215
	1級	100.0	4.2	13.8	16.6	24.6	14.9	8.1	5.0	4.4	2.6	5.7	225
	2級	100.0	8.8	22.2	14.9	18.6	12.6	7.1	4.7	4.0	2.4	4.7	205
	3級	100.0	17.4	11.6	10.2	16.9	13.3	8.6	6.9	6.3	4.5	4.3	226
国民年金	計	100.0	26.0	12.1	11.5	15.4	10.8	6.2	3.7	3.6	2.9	7.6	185
	1級	100.0	29.4	11.6	10.2	14.2	9.9	6.4	3.3	3.6	3.3	8.0	174
	2級	100.0	24.0	12.5	12.4	16.1	11.4	6.1	4.0	3.6	2.6	7.3	190

(参考) 世帯の年間所得金額 (中央値) 437万円

(2018 (平成30) 年)

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(4) 生活費

昨年における1か月あたりの世帯の生活費（臨時的な支出を除く）をみると、厚生年金計では「10～15」万円の割合が最も高く、国民年金では「5～10」万円の割合が最も高い。

障害等級別にみると、厚生年金1級、2級及び3級では「10～15」万円が最も高い（1級：22.4%、2級：23.4%、3級：21.5%）。また、国民年金1級及び2級では「5～10」万円が最も高い（1級：25.5%、2級：22.3%）。

第Ⅲ－15表 制度・等級、生活費階級別構成割合

		昨年における1か月あたりの生活費（単位：万円）									
		計	～5	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30～40	40～	不明
厚生年金・国民年金計		（単位：％）									
		100.0	8.8	22.2	19.1	15.5	11.6	7.7	4.3	2.5	0.2
厚生年金	計	100.0	4.6	17.3	22.7	19.8	14.0	9.1	5.0	2.3	0.3
	1級	100.0	3.3	12.6	22.4	19.7	16.8	10.3	5.4	2.5	0.4
	2級	100.0	4.4	18.2	23.4	20.7	13.0	8.5	4.7	2.0	0.2
	3級	100.0	5.6	18.1	21.5	18.2	14.2	9.6	5.2	2.8	0.3
国民年金	計	100.0	9.8	23.5	18.1	14.4	11.0	7.4	4.1	2.5	0.2
	1級	100.0	10.8	25.5	15.1	12.9	10.7	7.8	4.4	2.6	0.2
	2級	100.0	9.2	22.3	20.0	15.3	11.2	7.1	3.9	2.4	0.2

(5) 生活保護の状況

障害年金受給者のうち、生活保護を受給している割合をみると、厚生年金計で5.3%、国民年金計で8.2%となっており、保護率（日本における生活保護受給人口の全人口に対する割合）1.66%より高くなっている。

障害等級別にみると、障害の程度が軽くなるにつれて生活保護の受給割合が多くなっている。

第Ⅲ－16表 制度・等級、生活保護の有無別構成割合

		生活保護の受給状況			
		計	受給している	受給していない	不明
厚生年金・国民年金計		（単位：％）			
		100.0	7.6	90.1	2.3
厚生年金	計	100.0	5.3	93.4	1.3
	1級	100.0	2.0	95.9	2.1
	2級	100.0	5.2	93.5	1.3
	3級	100.0	7.1	92.0	1.0
国民年金	計	100.0	8.2	89.3	2.5
	1級	100.0	4.7	92.3	3.0
	2級	100.0	10.3	87.4	2.3

(参考) 保護率（日本における生活保護受給人口の全人口に対する割合）1.66%

(2018 (平成30) 年度)

出典：厚生労働省「被保護者調査」

(6) 有業人員数

世帯の有業人員数（本人以外）をみると、いずれの制度・障害等級においても「いない」の割合が最も高い。また、次に割合の高いのは「1人」となっている。

第Ⅲ-17表 制度・等級、有業人員数別構成割合

		有業人員					
		計	1人	2人	3人以上	いない	不明
厚生年金・国民年金計		100.0	28.1	11.9	4.0	51.8	4.2
		(単位：%)					
厚生年金	計	100.0	32.3	9.4	2.7	53.0	2.7
	1級	100.0	29.2	9.1	2.8	55.8	3.1
	2級	100.0	31.7	9.0	2.1	54.3	2.8
	3級	100.0	34.7	10.4	3.5	49.2	2.3
国民年金	計	100.0	27.1	12.5	4.3	51.5	4.6
	1級	100.0	23.6	11.6	3.6	55.6	5.6
	2級	100.0	29.2	13.0	4.8	49.0	3.9

(7) 世帯の主な収入源

世帯の主な収入源を制度、障害等級にみると、厚生年金1級及び2級では「本人の年金」のみ（1級：40.3%、2級：25.9%）の割合が最も多く、厚生年金3級では「本人の労働収入と年金」（21.9%）の割合が最も多くなっている。また、国民年金1級及び2級では「本人の年金」のみ（1級：35.7%、2級：17.8%）が最も多くなっている。障害の程度が軽くなるにつれて、「本人の年金」のみの割合は減少する傾向にある。

次に多い主な収入源は、厚生年金1級及び2級では「本人の年金と配偶者の収入」（1級：22.3%、2級：19.2%）となっており、厚生年金3級では「本人の労働収入と配偶者の収入」（8.9%）となっている。また、国民年金1級及び2級では「本人の年金と父母の収入」（1級：14.4%、2級：14.3%）となっている。

第Ⅲ－18表 制度・等級、主な収入源別構成割合

	厚生年金・ 国民年金計	厚生年金				国民年金		
		計	1級	2級	3級	計	1級	2級
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	(単位：%) 100.0 100.0 100.0		
(主な収入源が1つ)								
本人の労働収入	1.7	3.6	1.0	1.6	8.2	1.2	1.2	1.1
本人の年金	24.3	22.8	40.3	25.9	8.8	24.7	35.7	17.8
配偶者の収入	2.6	3.0	1.9	2.5	4.4	2.5	2.1	2.7
子供の収入	0.4	0.3	0.4	0.2	0.5	0.4	0.8	0.3
父母の収入	10.1	3.6	1.7	3.7	4.5	11.7	9.6	13.0
財産収入	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2
生活保護費	1.3	1.0	0.1	0.8	1.8	1.4	1.0	1.7
その他	1.8	1.4	0.9	1.5	1.5	1.9	2.1	1.8
(主な収入源が2つ)								
本人の労働収入と年金	9.3	14.8	6.6	13.0	21.9	7.9	5.5	9.4
本人の労働収入と配偶者の収入	1.6	3.6	0.8	1.2	8.9	1.1	0.8	1.2
本人の労働収入と子供の収入	0.1	0.3	-	0.2	0.7	0.0	-	0.1
本人の年金と配偶者の収入	11.4	16.4	22.3	19.2	8.8	10.1	8.5	11.1
本人の年金と子供の収入	2.2	2.6	4.8	2.6	1.5	2.1	2.6	1.8
本人の年金と父母の収入	13.2	8.7	6.4	10.7	6.7	14.4	14.4	14.3
本人の年金と財産収入	0.9	1.1	1.2	1.2	0.7	0.9	0.9	0.8
本人の年金と生活保護費	4.6	3.1	1.0	3.1	4.3	4.9	2.2	6.6
配偶者の収入と子供の収入	0.4	0.5	0.3	0.3	0.9	0.3	0.3	0.4
その他の組み合わせ	10.8	11.2	7.9	10.3	14.5	10.7	7.8	12.6
不明	3.1	1.8	2.1	1.9	1.4	3.5	4.2	3.0

※ 複数回答である（主なもの2つまで回答）。

※ 3つ以上回答しているものについては「その他の組み合わせ」として集計。